# **「新・職場における喫煙対策のためのガイドライン(抄)**)

(平成15年5月9日付け基発0509001号厚生労働省労働基準局長通達)

### 基本的考え方

- 1 喫煙対策は、労働衛生管理の一環として職場で組織的に取り組み、全員参加の下に確実に推進すること。
- 2 本ガイドラインは、事業場において関係者が講ず べき原則的な措置を示したものであり、事業者は、 本ガイドラインに沿いつつ、事業場の実態に即して 職場における喫煙対策に積極的に取り組むことが望 ましいこと。
- 3 適切な喫煙対策の方法としては、全面禁煙と空間 分煙があり、本ガイドラインは、空間分煙を中心に 対策を講ずる場合を想定したものであること。

#### 経営首脳者、管理者、労働者の果たすべき役割

経営首脳者、管理者、労働者は、協力して喫煙対策 に取り組むとともに、それぞれ次の役割を果たすよう 努めること。

- 1 経営首脳者は、喫煙対策の円滑な推進のために率 先して行動すること。
- 2 管理者は経営首脳者の基本方針の下に対策の円滑 な推進のために積極的に取り組み、喫煙者等が守る べき喫煙行動基準に従っていない者に対して適切な 指導を行うこと。
- 3 労働者は自ら喫煙対策を推進することが特に重要 であることを認識し、喫煙対策について積極的に意 見を述べること。

#### 喫煙対策の推進計画

喫煙対策の推進計画は、衛生委員会等で検討し、当 面の計画及び中長期的な計画を策定すること。

#### 喫煙対策の推進体制

喫煙問題を喫煙者と非喫煙者の個人間の問題として、当事者にその解決を委ねることは、喫煙者と非喫煙者の人間関係の悪化を招くなど、問題の解決を困難にする可能性がある。

そのため、事業者の責任の下に次の措置を講じること。

- 1 衛生委員会等の下に喫煙対策委員会を設置し、喫煙対策を具体的に推進するための合意形成の方法の検討、喫煙対策の具体的な進め方、喫煙行動基準等を検討すること。
- 2 喫煙対策の担当部課やその担当者を定め、喫煙対

策委員会の運営、喫煙対策に関する相談、苦情処理 等の喫煙対策全般についての事務を所掌させるこ と

#### 施設・設備の対策

- 1 喫煙室又は喫煙コーナー(以下、「喫煙室等」という。)の設置に当たっては、可能な限り、喫煙室 を設置することとし、喫煙室の設置が困難である場合には、喫煙コーナーを設置すること。
- 2 喫煙室等には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式である喫煙対策機器を設置すること。

やむを得ない措置として、たばこの煙を除去して 屋内に排気する方式である空気清浄装置を設置する 場合には、喫煙室等の換気に特段の配慮を行うこと。

#### 職場の空気環境

- 1 浮遊粉じんの濃度を0.15mg/m³以下及び一酸化炭素の濃度を10ppm以下とするように必要な措置を講ずること。
- 2 非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を0.2m/s以上とするように必要な措置を講ずること。

なお、職場の空気環境の測定は、喫煙対策実施の効果を把握するために喫煙対策の実施の前後に行う他、その効果を維持管理するために定期的に行うこと。

#### 喫煙に関する教育等

受動喫煙による健康への影響、喫煙対策の内容、喫煙行動基準等に関する教育や相談を行うこと。

## 喫煙対策の評価

定期的に喫煙対策の推進状況及び効果の評価を行い、その結果に基づいて必要に応じて喫煙対策の改善を進めること。

#### その他の留意事項

- 1 喫煙者と非喫煙者が相互の立場を十分に理解すること。
- 2 妊婦及び呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者に ついては、格別の配慮を行うこと。
- **3** 喫煙対策の周知を図るため、禁煙場所の表示、ポスターの掲示等を行うこと。
- 4 喫煙対策の事例等の情報を収集し、関係者に提供 すること。

# 快適職場づくり事例集

# 新・職場における喫煙対策ガイドラインに対応した

# 喫煙対策編



## 厚生労働省/中央労働災害防止協会・中央快適職場推進センター

職場における喫煙対策については、平成8年に 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を 策定し、推進してきましたが、平成15年5月1日から 施行された健康増進法において、事務所その他 多数の者が利用する施設を管理する者に対し、 受動喫煙防止対策を講じることが努力義務化さ れました。

また、受動喫煙による健康への悪影響について は、流涙、鼻閉、頭痛の諸症状や呼吸抑制、心拍 増加、血管収縮等の生理学的反応等に関する知 見等が得られており、より適切な受動喫煙防止対 策が必要とされております。

これらを背景として、厚生労働省においては、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る 観点から、一層の受動喫煙防止対策の充実を図 るため旧ガイドラインを見直し、新たに「職場にお ける喫煙対策のためのガイドライン」を策定しました。

新ガイドラインにおいて充実を図った 主要な事項を中心に事例をご紹介します。

## ●第1ポイント

## 喫煙室の設置

旧ガイドラインでは、喫煙室又は喫煙コーナーの設置を行う こととされていましたが、新ガイドラインでは喫煙室の設置を 推奨しています。

なお、喫煙室の設置が困難な場合には、天井から吊り下げた 板等による壁、ついたて等により非喫煙場所に対する開口面を 可能な限り小さくした喫煙コーナーを設置することとしています。

#### 喫煙室



喫煙室は部屋の一角をパーティションで仕切り、透明なアクリル 板を多用することにより開放感のあるスペースとした。

#### 喫煙コーナー



喫煙コーナーは、床からパーティションを立ち上げ、天井から透明 なアクリル板を吊り下げることによりできる限り開口面を少なくした。